

—— 合理的配慮を希望する入学予定者の方へ ——

長岡技術科学大学
障がい学生支援室長

障がい等のある学生への修学支援（合理的配慮）について

長岡技術科学大学に合格おめでとうございます。

長岡技術科学大学では、障がい等のある学生が障がいを理由に修学を断念することがないようにすることはもちろん、教育の質を維持するとともに、円滑な修学環境を提供できるよう全学的支援組織として、学生総合支援センター内に障がい学生支援室を設けております。

障がい学生支援室では、入学後の個々の事案ごとに合理的な配慮を行うために、入学前にご本人及び保護者又は保証人との協議の場を持ちたいと考えております。

つきましては、配慮が必要と思われる方は、合理的配慮申請書（別紙）に医師の診断書または意見書（必須）やその他参考資料を添付し、下記までご提出ください。

希望する配慮の内容によっては、配慮が実施されない場合や代替え案の相談をさせていただく場合がございます。

また、本件に関してご不明の点のある方は、次の問合せ先までご連絡ください。

申請書の提出先：〒940-2188

新潟県長岡市上富岡町1603-1

長岡技術科学大学 学生支援課 生活支援係 あて

問合せ先：学生総合支援センター 障がい学生支援室（修学支援窓口）

電話：0258-47-9929

（問合せにつきましては、土曜、日曜及び祝日を除く10時から16時30分までの間をお願いします。）

※1. 「障がい等のある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者及び当該障がいがあると思料される者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもので、修学上の支援を必要とする学生（本学に入学を希望するものを含む。）をいう。

※2. 本書は入学試験の合格者全員に送付しております。